

『最高人民検察院 公安部による公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する  
規定（二）』の営業秘密侵害事件の立件・訴追基準の修正に関する補足規定  
(意見募集稿)

法により営業秘密侵害犯罪を処罰し、知的財産権の刑事・司法による保護を強化し、社会主義市場経済の秩序を保護するため、『最高人民検察院 公安部による公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）』（以下、『立件・訴追基準（二）』という）の営業秘密侵害事件の立件・訴追基準に対し、以下に掲げる補足規定を設ける。

『立件・訴追基準（二）』第七十三条を次のように修正した。

【営業秘密侵害事件（刑法第二百一十九条）】営業秘密を侵害し、かつ次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

- (一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が 50 万元以上であった場合。
- (二) 営業秘密の侵害による違法所得額が 50 万元以上であった場合。
- (三) 営業秘密の権利者に直接的に重大な経営難をもたらし、それにより破産、倒産が生じた場合。
- (四) 営業秘密の権利者に重大な損失をもたらすその他の状況がある場合。

前項に定める損失額又は違法所得額は、以下の方式に従って認定することができる。

(一) 不正な手段を用いて権利者の営業秘密を取得したが、その開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合の損失額は、当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づき確定することができる。

(二) 不正な手段を用いて権利者の営業秘密を取得した後、開示し、使用し又は他人にその使用を許諾した場合の損失額は、権利者が権利侵害により被った売上利益の損失に基づき確定することができる。損失額が営業秘密の合理的な使用許諾料より低い場合は、合理的な使用許諾料に基づき確定することができる。

(三) 取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その保有している営業

秘密を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾した場合の損失額は、権利者が権利侵害により被った売上利益の損失に基づき確定することができる。

(四) 営業秘密が不正な手段を用いて取得され、又は取り決め若しくは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して開示、使用許諾されたものと知りながら、当該営業秘密を取得、使用又は開示したことにより生じた損失額は、権利者が権利侵害により被った売上利益の損失に基づき確定することができる。

(五) 営業秘密の開示又は他人への使用許諾により取得した財物又はその他の財産的利益は、違法所得とみなさなければならない。

前項の第二号、第三号、第四号に定める権利者が権利侵害により被った売上利益の損失は、権利者が権利侵害により被った販売量の減少総数に権利者の製品 1 個あたりの合理的利益を乗じた額に基づき確定することができる。販売量の減少総数が確定できない場合は、侵害品の販売量に権利者の製品 1 個あたりの合理的利益を乗じた額に基づき確定することができる。権利者の損失額が確定できない場合は、侵害品の販売量に侵害品 1 個あたりの合理的利益に基づき確定することができる。

営業秘密が技術情報である場合において、侵害された技術情報が権利者の技術方案の一部であるか、又は営業秘密を侵害した製品が別の製品の部品であるときは、侵害された技術情報が技術方案全体に占める割合、役割又は当該営業秘密を侵害した製品自体の価値及びその完成品全体の利益を実現する上で占める割合、役割等の要素に基づき、損失額又は違法所得を確定しなければならない。

営業秘密が経営情報である場合は、経営活動から得られた利益における当該経営情報の役割等の要素に基づき、損失額又は違法所得を確定しなければならない。

営業秘密侵害行為により営業秘密が公衆に知られ又は滅失した場合は、当該営業秘密の商業的価値に基づき損失額を確定することができる。営業秘密の商業的価値は、研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮し上で確定することができる。

る。

営業秘密の権利者が営業秘密侵害行為による直接的な商業的損失を軽減するか又はコンピュータの情報システムセキュリティ等の秘密保護措置を回復するために支払った救済のための必要経費は、営業秘密の権利者の損失額に併せて計上されなければならない。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。